

# 省エネルギー設備等導入支援事業費補助金 (省エネルギー設備の導入に係る事業、 建築物のZEB化に係る事業)

## 補助金申請の手引き

< 交付申請受付期間 >  
2024年6月10日 (月) ~12月27日 (金)

2024年6月

(お問合せ先)

愛知県再エネ省エネ補助金事務局  
(株式会社エイチ・アイ・エス 中部事業部 (愛知県業務委託先))  
〒450-6416  
愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12  
大名古屋ビルヂング16F  
TEL : 050-1754-8308  
FAX : 052-856-5701  
メール : aichi-enehojo@his-world.com  
対応時間 : 2024年6月3日 (月) ~2025年3月14日 (金)  
平日 (土曜、日曜、祝日及び年末年始  
(2024年12月29日 (日) ~2025年1月3日 (金) を除く))  
9時00分~17時00分

## 《目次》

1. はじめに	1
2. 補助の目的	1
3. 補助対象事業者（申請者）	1
4. 補助対象事業	1
5. 補助金の額	5
6. 申請手続きの流れ	6
7. 交付申請	6
8. 交付決定	8
9. 実績報告	8
10. その他手続き	9
11. 補助対象設備の処分制限	9
12. 交付決定の取消及び補助金の返還	9
交付申請時に必要な提出書類チェックリスト	10
実績報告時に必要な提出書類チェックリスト	11

## 1. はじめに

省エネルギー設備等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に  
関しては、「愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）」に定めるものの  
ほか、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」（令和6年3月1日環地域  
事発第2403011号。以下「脱炭素交付金実施要領」という。）」、「省エネルギー設  
備等導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」及び「省エネルギー  
設備等導入支援事業費補助金取扱要領（以下「取扱要領」という。）」に基づき実  
施するため、規則、脱炭素交付金実施要領、要綱、取扱要領及び本手引きをよく確  
認の上、手続きを行ってください。

【規則】 <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/6214.pdf>

【脱炭素交付金実施要領】

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-1-CDS-jisshi-yoko-240301.pdf>

【要綱】 【取扱要領】 下記ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.aichi.lg.jp/soshiki/ondanka/saiene-shoene-hojokin2024.html>

## 2. 補助の目的

補助金は、事業者による省エネルギー設備の導入に要する経費やZEB（ネット・ゼ  
ロ・エネルギー・ビル）の構成要素となる高性能建材、高性能設備機器等の導入に  
要する経費の一部を県が補助することにより、事業者の徹底した省エネルギーを推  
進し、産業・業務部門における温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的としま  
す。

## 3. 補助対象事業者（申請者）（要綱第4条、取扱要領4）

補助対象事業者（事業実施者及び共同事業者）は、省エネルギー設備を導入する  
中小企業等の事業者、又は建築物のZEB化を実施する大企業若しくは中小企業等の事  
業者とします。

また、次の要件を満たす必要があります。

- ① 県税の滞納又は未申告がない者であること。
- ② 公序良俗に反する事業を行っていない者であること。
- ③ 事業活動等を行うに当たって各種法令を遵守していること。
- ④ リース契約により事業を実施する場合は、リース事業者が共同事業者であること。
- ⑤ 省エネルギー設備の導入に係る事業をリース契約により実施する場合は、リー  
ス事業者ではなく事業実施者が中小企業等の事業者であること。

【補足】 リース契約により事業を実施する場合、リース事業者の企業規模は問  
いませんが、事業実施者（省エネルギー設備を使用して事業を実施す  
る者）は必ず中小企業等とします。

- ⑥ その他知事が不相当と認める者でないこと。

## 4. 補助対象事業（要綱第4条、取扱要領5・別紙）

### （1）補助対象設備

- 省エネルギー設備の導入に係る事業

〔脱炭素交付金実施要領別紙2（2）ウ（チ）に該当する事業〕

高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯機器、コージ  
エネレーションシステム

【補足】複数の設備を導入することは可能ですが、一事業者あたりに交付される補助金は700万円が限度となります。（要綱別表2の欄外3）

○ 建築物のZEB化に係る事業

〔脱炭素交付金実施要領別紙2（2）ウ（ソ）に該当する事業〕

建築物の『ZEB』化、Nearly ZEB化、又はZEB Ready化に必要な高性能建材、高性能設備機器等

【補足】新築建築物の場合は延べ面積10,000㎡未満、既存建築物の場合は延べ面積2,000㎡未満が補助対象となります。ただし、延べ面積2,000㎡未満のZEB Readyは補助対象外です。（取扱要領別紙（2）①）

【補足】高効率照明機器及び再生可能エネルギー設備の導入は、建築物のZEB化に係る事業の補助対象外です（高効率照明機器は省エネルギー設備の導入に係る事業の補助対象、再生可能エネルギー設備の導入は別途愛知県が実施する再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金の補助対象）。（取扱要領別紙（2）⑤）

【脱炭素交付金実施要領（別紙2・重点対策対象事業要件）】

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-3-CDS-jisshi-yoko-ex2-juten-taisaku-taisho-yoken-240301.pdf>

（2）補助対象設備の要件

▶ 補助対象設備は、次の①～⑪の要件を満たすことが必要です。

- ① 省エネルギー設備及び建築物のZEB化に係る設備等（以下「省エネルギー設備等」という。）は、補助対象事業者の事業の用に供するものであること。
- ② 省エネルギー設備等は、補助対象事業者が所有権を取得するものであること。
- ③ 省エネルギー設備等は、将来用設備及び予備設備等ではないこと。
- ④ 省エネルギー設備等は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古品でないこと。
- ⑤ 省エネルギー設備等は、各種法令等に遵守した設備であること。
- ⑥ 省エネルギー設備等は、知事が過剰と判断した装備品等でないこと。
- ⑦ 省エネルギー設備等の導入に係る工事は、建築物、電気設備等に関する関係法令に遵守したものであること。
- ⑧ 省エネルギー設備等の導入により、補助対象事業者の工場又は事業場におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ⑨ リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
- ⑩ 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率等と同じとする。
- ⑪ 取扱要領6の規定による早期着手の承認を受けた場合を除き、補助金交付決定後に着手するものであること。

⑫ 他の助成・補助事業として採択される事業ではないこと。

【補足】国や他の自治体から助成・補助を受ける設備はその金額に関わらず、補助金の対象外となります。本県の交付決定後に、国や他の自治体から助成や補助を受けることになった場合は、要綱第9条に基づき速やかに補助対象事業の中止（廃止）の手続きを行ってください。

⑬ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

⑭ その他、脱炭素交付金実施要領別紙2に定められた所定の要件を満たすこと。

➤ さらに、設備種別毎に以下の要件を満たす必要があります。

○ 省エネルギー設備の導入に係る事業

種別	要件
高効率空調機器	従来の空調機器等に対して30%以上省CO <sub>2</sub> 効果が得られるもの。
高機能換気設備	<p>平時に活用するものであり、次の①～③の要件を全て満たすこと。</p> <p>①全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること            ②必要換気量（1人当たり毎時30m<sup>3</sup>以上※）を確保すること            ③熱交換率 40%以上（JIS B 8639で規定）であること</p> <p>※建築物の構造上、一人あたり毎時30m<sup>3</sup>を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。</p>
高効率照明機器	<p>調光制御機能を有する LED に限る。</p> <p>※調光制御機能を有するLEDとは、①スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）、②明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する）、③在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する）のいずれかの機能を有するLEDのことを指す。</p>
高効率給湯機器	従来の給湯機器等に対して30%以上省CO <sub>2</sub> 効果が得られるもの。
コージェネレーションシステム	都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉法第14条の2の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。

○ 建築物のZEB化に係る事業

要件
<p>次の要件を満たすものとする。</p> <p>①新築建築物の場合は延べ面積10,000㎡未満、既存建築物の場合は延べ面積2,000㎡未満であること。ただし、延べ面積2,000㎡未満のZEB Readyは補助対象外とする。</p> <p>②環境性能に関する要件</p> <p>a 建物（外皮）性能について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第35条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外皮性能基準に適合していること及びそれを証するに必要な資料を取得すること。</p> <p>b 一次エネルギー消費量について以下を満たすものとする。なお、建物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、建築研究所計算支援プログラム（WEBプログラム）を使用して算出すること。</p> <p>(a) 建築物エネルギー消費性能基準における一次エネルギー消費量に関する基準において、再エネを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より50%以上削減すること。</p> <p>③エネルギー利用に関する要件</p> <p>熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること（BEMS装置等の導入）。なお、エネルギー計測システムは次のa～dの要件を全て満たすものとする。</p> <p>a 計測・計量装置、制御装置、データ保存・分析・診断装置を含むシステムであること。</p> <p>b 1つのシステムで補助対象建築物1棟のエネルギー使用状況の一元的な把握・運転管理ができるシステムであること。</p> <p>c 取得データについては、60分単位で計測することとし、計測項目や年月、日時がわかるようにすること。</p> <p>d 導入するエネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）における未評価技術について、実施状況報告時に定量的な評価が可能となるエネルギー計測計画とすること。</p> <p>④建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る。以下同じ。）において『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyのいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得すること。</p> <p>⑤その他の要件</p> <p>a 技術や設計手法、コスト等の情報開示について、本事業を通じて提出されたデータ等の事業成果については、他の事業者へのZEBの普及促進のため広く一般に公表することに同意すること。</p> <p>b 建築物のZEB化のために実施する高効率照明機器、再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備及び未利用熱利用設備の導入については、建築物のZEB化に係る事業の補助対象外とする（高効率照明機器は省エネルギー設備の導入に係る事業の補助対象、再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備及び未利用熱利用設備は別途愛知県が実施する再生可能エネルギー導入支援事業費補助金の補助対象）。</p> <p>⑥補助対象となる建物の用途や導入する設備については環境省「二酸化炭素排出抑</p>

制対策事業費等補助金（建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業）」の例を参考にすること。

⑦ZEBのエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省や県に対する必要な情報提供に協力すること。

## 5. 補助金の額（要綱第4条・別表2・別表3）

補助金の額は、補助対象事業者の種別に応じて以下の表に示す補助率及び補助限度額等を用いて算出した額とします。

### ○ 省エネルギー設備の導入に係る事業

補助対象経費	工事費、設備費等 (脱炭素交付金実施要領別表第1で定める費用)
補助率	1/3
補助限度額	700万円
補助金の額	次の(1)と(2)とを比較して少ない方の額(1万円未満切り捨て)を補助金の額とする。 (1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額 (2) 補助限度額

- 1 補助対象事業者は、補助対象事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争に付さなければならない。ただし、当該補助対象事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合はこの限りでない。
- 2 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。
- 3 補助限度額は省エネルギー設備の導入に係る事業の一事業者あたりの補助限度額とする。
- 4 補助金の額の確定にあたっては、補助金交付決定額(交付決定額を変更した場合にあつては、当該変更後の額)を超えないものとする。

### ○ 建築物のZEB化に係る事業

補助対象経費	工事費、設備費等 (脱炭素交付金実施要領別表第1で定める費用)		
補助率		新築建築物	既存建築物
	『ZEB』化	3/5	2/3
	Nearly ZEB化	1/2	2/3
	ZEB Ready化	1/3	
補助限度額	1,750万円		
補助金の額	次の(1)と(2)とを比較して少ない方の額(1万円未満切り捨て)を補助金の額とする。 (1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額 (2) 補助限度額		

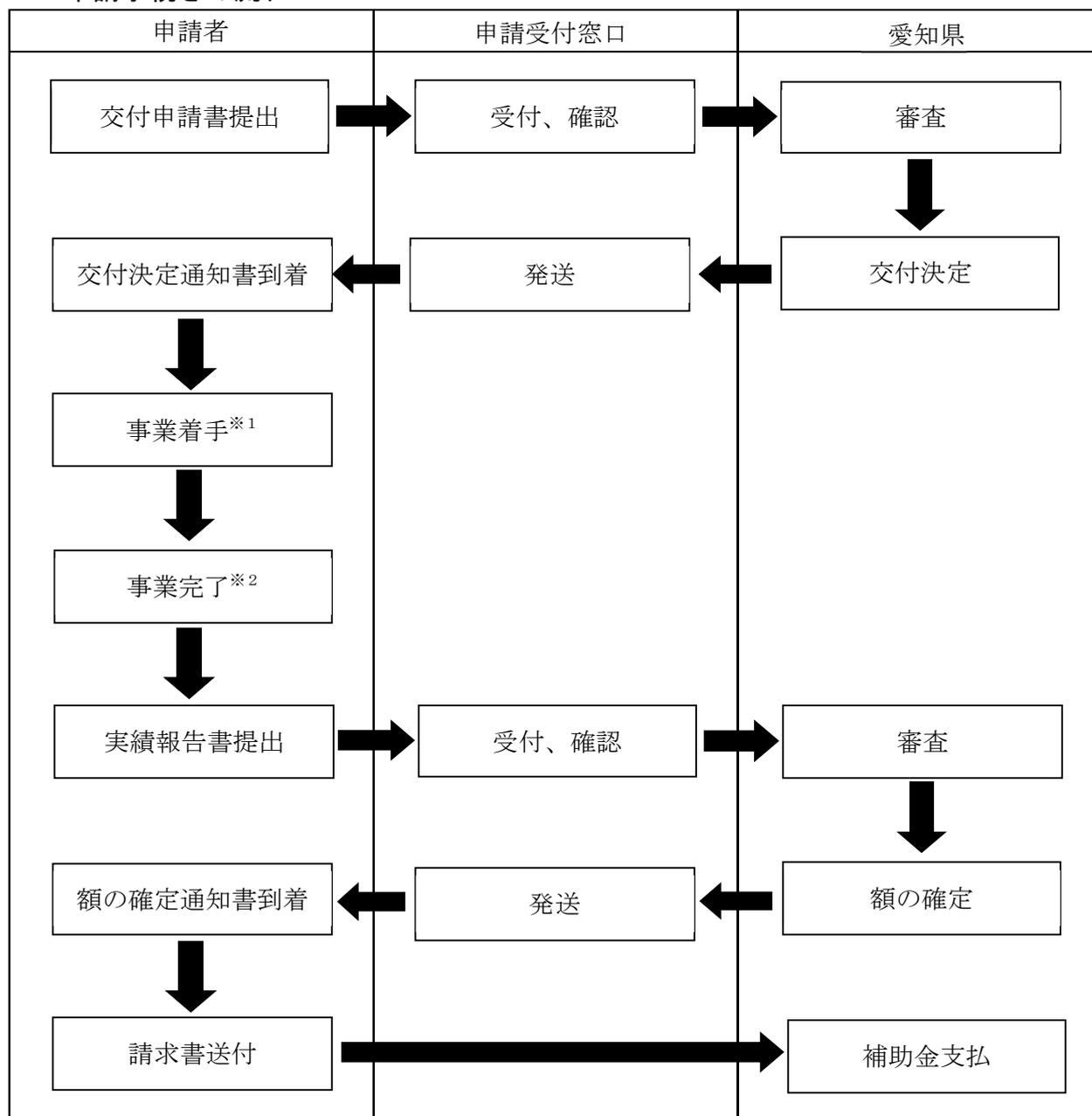
- 1 補助対象事業者は、補助対象事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争に付さなければならない。ただし、当該補助対象事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合はこの限りでない。
- 2 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。

- 3 補助限度額は建築物のZEB化に係る事業の一事業者あたりの補助限度額とする。
- 4 補助金の額の確定にあたっては、補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあつては、当該変更後の額）を超えないものとする。

【脱炭素交付金実施要領（別表第1・対象経費）】

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-4-CDS-jisshiyoko-appx1-4-taisho-keihi-240301.pdf>

## 6. 申請手続きの流れ



※1 交付決定前に事業に着手する場合には、取扱要領6に基づき早期着手協議書（取扱要領別記様式1）を提出し、早期着手の承認を受けなければならない。

※2 補助対象事業の内容を変更（又は中止・廃止）しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ変更（又は中止・廃止）承認申請書（要綱様式第4又は第5）を提出し、承認を受けなければならない。

## 7. 交付申請

### (1) 受付期間

2024年6月10日(月)～12月27日(金) (必着)

【注意】受付期間前及び受付期間を過ぎた後に到着した書類は、受理できません。

### (2) 提出方法

郵送(一般書留又は簡易書留)又は持参

### (3) 提出書類

▶ 省エネルギー設備等導入支援事業費補助金交付申請書(要綱様式第1)

▶ 添付書類

① 事業計画書(要綱様式第1-1(省エネルギー設備の導入)又は様式第1-2(建築物のZEB化)及びCO<sub>2</sub>削減量の根拠資料)

【補足】設備導入にあたっては、CO<sub>2</sub>削減量(計画値)は、環境省にて公表している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」〈補助事業申請者用〉やハード対策事業計算ファイル、「脱炭素先行地域づくり自治体向け算定支援ファイルガイドブック」等に基づき、設備導入によるCO<sub>2</sub>の削減量を算定してください。CO<sub>2</sub>排出係数は、最新の値を用いて算定してください。〔参考：中部電力ミライズ(株)：0.459kg-CO<sub>2</sub>/kWh(2022年度調整後排出係数)(残差)〕  
[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\\_local/gbhojo.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html)

この他、明確な根拠を基にした、妥当性が認められる方法で算定することも可能です。

【補足】CO<sub>2</sub>削減量の根拠資料に係る様式は、環境省の様式でも、任意様式でも構いません。

【補足】CO<sub>2</sub>削減量の根拠資料について、機器の消費電力の数値を用いる場合、数値の根拠資料も添付してください。(カタログや銘板写真など)

② 補助対象経費に係る見積書(原本又は写し。原則2者以上。発行後3ヶ月以内のもの)

【補足】既存設備の撤去・処分に係る費用は補助対象外となります。

③ 導入機器のカタログ等

④ 図面(全体配置図、導入機器据付図等)

【補足】機器導入後の図面だけでなく、機器導入前の図面も添付してください。

【補足】建築物のZEB化に係る事業については、建物案内図、建物の面積がわかるもの、建物配置図(縮尺、方位、住所、敷地面積等を記入したもの。また、敷地境界線を示し、該当する建物を赤でマークすること)、建物の概要がわかるもの、建物平面図・各階平面図、建物立面図、矩計図又は断面詳細図も添付してください。

⑤ 登記事項証明書(原本1部。発行後3ヶ月以内のもの。個人事業主の場合は、公的機関から発行された営業実態が確認できるもの。)

⑥ 決算報告書(貸借対照表、損益計算書)及び確定申告書の写し(別表1及び4)(いずれも直近1年分。事業実績が確認できるもの)

⑦ その他必要に応じて知事が指示する書類

○ 省エネルギー設備の導入に係る事業

- ・ 現況写真（設備更新の場合、更新前の全ての機器が確認できる写真を撮影すること。）
- ・ その他取扱要領別紙の設備の要件を満たすことを証する書類

○ 建築物のZEB化に係る事業

- ・ 別添のZEB補足説明書類
- ・ 全部事項証明書（建物登記簿謄本。発行後3ヶ月以内のもの）、全部事項証明書（土地登記簿謄本。発行後3ヶ月以内のもの）、建築確認申請書・確認済証、土地賃貸契約書（該当する場合）、区分所有に係る書類（該当する場合）、導入設備の設計図、各種計算書

【補足】書類の作成にあたっては、環境省が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等のZEB化・省CO<sub>2</sub>化普及加速事業）を参考にしてください。

<https://siz-kankyuu.com/2024co2/>

(4) 提出先

愛知県再エネ省エネ補助金事務局

〒450-6416 愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12 大名古屋ビルヂング 16F

株式会社エイチ・アイ・エス 中部事業部内

受付時間：平日（土日祝日除く）9時00分～17時00分

(5) 注意事項

予算の範囲内で先着順により補助対象者を決定し、交付申請総額が予算額に達した日をもって受付を終了します。

受付終了日に交付申請書を受理された申請者については、抽選により補助対象事業者を決定します。

なお、抽選から漏れた申請者については、補欠として交付申請書を受け付け、先順位の補助対象者が交付申請を取り下げた場合などに、補助対象者とします。

8. 交付決定

補助金の交付決定は、省エネルギー設備等導入支援事業費補助金交付決定通知書（要綱様式第2）により行います。

9. 実績報告

(1) 受付期間

補助対象事業の完了の日から30日を経過した日と2025年2月28日（金）とのいずれか早い日まで

【注意】受付期間を過ぎた後に到着した書類は、受理できません。この場合、交付決定した設備であっても、補助金を支払うことはできません。

(2) 提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留）又は持参

(3) 提出書類

▶ 省エネルギー設備等導入支援事業費補助金に係る補助対象事業実績報告書（要綱様式第7）

▶ 添付書類

- ① 事業実績書（要綱様式第7-1（省エネルギー設備の導入）又は様式第7-2（建築物のZEB化））及びCO<sub>2</sub>削減量の根拠資料（交付申請の書類と同一の

場合は省略可)

- ② 決算証拠書類（契約書・請書の写し、領収書等の写し（施工業者への支払いが確認できるもの）、納品書の写し）
- ③ 補助対象事業の実施状況を示すカラー写真（工事完了後の機器写真（工事完了後の全ての機器が確認できる写真を撮影すること。）、銘板写真（文字が明確に読み取れるもの））
- ④ その他知事が必要と認めるもの
  - 建築物のZEB化に係る事業
    - ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第35条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外皮性能基準に適合していることを証する書類
    - ・ 建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る。以下同じ。）において『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyのいずれかの省エネルギー性能評価の認証の取得を称する書類

#### （４）提出先

愛知県再エネ省エネ補助金事務局

〒450-6416 愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12 大名古屋ビルヂング 16F

株式会社エイチ・アイ・エス 中部事業部内

受付時間：平日（土日祝日、年末年始（12月29日（日）～1月3日（金）を除く）） 9時00分～17時00分

#### 10. その他手続き

交付申請や実績報告以外にも、要綱又は取扱要領の規定により実施する手続きに関する書類については、愛知県再エネ省エネ補助金事務局に提出してください（提出先住所や受付時間については9（4）と同じ）。

#### 11. 補助対象設備の処分制限（規則第20条、要綱第13条）

補助対象事業者は、知事の承認を受けずに、取得した補助対象財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません。

ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間を経過した場合は、この限りではありません。

#### 12. 交付決定の取消及び補助金の返還（規則第16条・17条）

補助対象事業者が、補助対象事業に関して規則、脱炭素交付金実施要領、要綱及び取扱要領等に違反したときは、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を請求します。

交付申請時に必要な提出書類チェックリスト

No.	提出書類	様式	チェック	備考
1	省エネルギー設備等導入支援事業費補助金交付申請書	様式第1		
2	省エネルギー設備等導入支援事業費補助金 事業計画書	【省エネ】様式第1-1又は 【ZEB】様式第1-2		
3	CO <sub>2</sub> 削減量の根拠資料			機器の消費電力の数値を用いる場合、数値の根拠資料も添付すること。（カタログや銘板写真など）
4	補助対象経費に係る見積書			原則2者以上
5	導入機器のカタログ等			
6	図面（全体配置図、導入機器据付図等）			機器導入後の図面 機器導入前の図面
7	登記事項証明書			（原本1部。発行後3か月以内のもの。）個人事業主の場合は、公的機関から発行された営業実態が確認できるもの。
8	決算報告書の写し			直近1年分（貸借対照表、損益計算書）
9	確定申告書の写し			直近1年分（別表1及び4）
10	【省エネ】現況写真 【ZEB】別添の ZEB 補足説明書類、全部事項証明書（建物登記簿謄本、土地登記簿謄本）、建築確認申請書・確認済証、土地賃貸契約書（該当する場合）、区分所有に係る書類（該当する場合）、導入設備の設計図、各種計算書			【省エネ】設備更新の場合、 <u>更新前の全ての機器が確認できる写真</u> を撮影すること。
11	その他必要に応じて知事が指示する書類			

実績報告時に必要な提出書類チェックリスト

No.	提出書類	様式	チェック	備考
1	省エネルギー設備等導入支援事業費補助金に係る補助対象事業実績報告書	様式第7		
2	省エネルギー設備等導入支援事業費補助金 事業実績書	【省エネ】様式第7-1又は【ZEB】様式第7-2		事業期間の始期は契約した日を、終期は支払いが完了した日を原則記載すること。
3	CO <sub>2</sub> 削減量の根拠資料			交付申請時と変更がない場合は省略可
4	契約書(請書)の写し			
5	領収書等の写し			施工業者への支払いが確認できるもの。
6	納品書の写し			
7	カラー写真(工事完了後の機器写真)			工事完了後の <u>全ての機器が確認できる写真</u> を撮影すること。
8	銘板写真			文字が明確に読み取れるもの
9	【ZEB】建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「建築物省エネ法」という。)第35条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外皮性能基準に適合していることを証する書類 【ZEB】建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る。以下同じ。)において『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyのいずれかの省エネルギー性能評価の認証の取得を称する書類			
10	その他必要に応じて知事が指示する書類			交付申請時から軽微な変更がある場合は、変更がわかる書類等